復興大臣 今村 雅弘 様

福島復興再生特別措置法 改正に関する緊急要望



平成28年12月 5日

福島県知事 内堀 雅雄

東日本大震災から5年8か月が経過し、当県では避難指示解除など復興の動きが着実に進みつつあるが、帰還困難区域の復興、イノベーション・コースト構想の早期実現などの課題もあり、今後の復興の道筋をつける意味で平成29年が極めて重要な年となる。

当県が市町村と連携し復興に向けた取組を加速していくに当たり、復興をより確かなものとするため必要な下記の特別措置について、当県復興・再生の要である福島復興再生特別措置法の改正により対応いただくよう要望する。

1 帰還困難区域内での復興拠点整備等に関する措置

(1) 帰還困難区域内での復興拠点整備のための計画制度の創設等

帰還困難区域の復興は、当該区域を有する市町村及び当県にとっても、将来の復興の先行きに関わる避けて通れない重要な課題である。このため、政府の「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(平成28年8月31日 復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合決定)に基づき、国は除染やインフラ整備が確実に行われるよう、責任を持って前に進めるとともに、当該区域内で市町村が復興拠点を整備する計画を法定計画として位置付けるなど、市町村の意向を最大限に尊重した制度を創設すること。

また、迅速な整備を可能とするため、当該区域内の復興拠点についても全面買収型の新市街地整備制度を適用し、福島再生加速化交付金等により必要な予算を確保するとともに、復興拠点形成に不可欠なインフラ整備については、国による特段の支援措置を講じること。

(2) 復興拠点整備の円滑化及び企業立地促進等のための税制上の特例の創設

帰還困難区域内の復興拠点についても、円滑な用地取得を可能とするための譲渡 所得の5,000万円特別控除等を適用すること。

また、当該復興拠点内における事業再開や新規立地する企業等を支援するための 設備投資に係る特別償却など、避難解除区域等で適用されている税制上の特例措置 を帰還困難区域の復興拠点についても適用すること。

(3) 避難地域12市町村における官民一体となった復興推進制度の創設

避難地域12市町村では、住民帰還に向けた環境整備、被災者生活支援、復興拠点整備等の復興まちづくりなど、避難指示解除後も限られた人員で数多くの復興事業を進めていかなければならない。

一方で、これら市町村においては、多くの民間団体等が被災者支援や復興まちづくりへの参画など、市町村と協働で復興に取り組む動きも進んでいる。

このため、今後の避難地域12市町村の復興を加速化できるよう、地域再生・都市 再生制度で認められている推進法人制度に倣って、官民一体で復興を推進できる制 度を創設すること。

2 福島相双復興官民合同チームの体制強化に関する措置

避難地域12市町村における商工業、農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、

福島相双復興官民合同チームの個別訪問結果等を踏まえ、新たな支援策が展開されているが、2年間の集中取組期間後においても息の長い取組が必要であり、そのことを見据えた体制の強化が求められている。

このため、今後も国が当該チームに主体的かつ継続的に関与し、国・県・民間が一体となって活動できるよう、当該チームの中核となる法人を明確に法律に位置付け、国職員が派遣できる組織とすること。

3 イノベーション・コースト構想の更なる推進に関する措置

(1) 国家プロジェクトとしての法律等への位置付け及び推進体制強化

新たな段階に入ったイノベーション・コースト構想を、国・県・市町村・民間等が一体となって持続的に取り組むことができるよう、地域再生の国家プロジェクトとして法律等に明確に位置付けるとともに、関係省庁の連携を含めた検討・具体化に向けた体制を一層強化すること。

(2) 重点推進計画を活用した本構想の推進等

また、本構想に関する県の取組を、拠点の周辺環境整備も含めて重点的に推進できるよう、必要な取組を重点推進計画に記載可能とし、計画実現に必要十分な予算を確保するとともに、関係者の連携強化などの支援を行う旨の規定を設けること。

さらに、当該計画に基づき、研究開発実証など、本構想推進に資する取組を行う 企業等に対しては、ロボット関連試験研究の推進に寄与する国有施設の低廉使用や その成果に係る特許等に要する費用の軽減等の特例措置を創設すること。

4 その他復興加速化に向けて必要な措置

(1) 避難地域12市町村の地域公共交通網形成に関する措置

避難指示解除後、帰還住民が通院、買い物など安心して日常生活を送るためには、 公共交通機関による移動が必要となるが、避難地域12市町村では、地域公共交通の 確保にとっては極めて条件が厳しく、公共交通機関が被災前の水準に回復するには 相当の時間を要することが見込まれている。

このため、当該地域の地域公共交通網の形成について、国が適切な配慮を行う旨の規定を設けること。

(2) 県産農林水産物の風評払拭に向けた取組に関する措置

県産農林水産物の風評は、全国と比較した価格が震災前まで戻らないという形で現れているが、品目ごとに流通のどの段階でどのように生じているのかは解明されていない。

このため、法律において県産農林水産物の風評払拭に向けた国の責務を明確にし、農林水産物の販売等における風評の実態及び要因を調査するとともに、必要な施策を講じる旨の規定を設けること。